

利用料保証サービス（保証委託契約）に関する重要事項説明書

本書は弊社利用料保証サービスをご提供するにあたり、ご契約者様（弊社と保証委託契約の締結を予定しているお客様）に契約内容の重要事項をご説明するための書面です。ご契約者様におかれましては、ご契約前に必ず本書をお読み頂き、内容をご確認下さいますようお願い申し上げます。なお、本書はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細に関しましては、保証委託契約書に記載されております契約条項を必ずご確認ください。

1. お申込先（ご契約者様が介護施設入居契約締結に際し、保証委託契約を締結する保証会社）である弊社の概要

商 号	アート・フィナンシャルサービス株式会社	本 店 所 在 地	北海道札幌市北区北 24 条西 3 丁目 2-17 遠藤ビル
電 話 番 号	011-374-7756	F A X 番 号	011-374-1839

2. 保証期間及び保証範囲

保証期間	原則として、保証委託契約書記載の「契約日」と介護施設入居契約の契約期間の開始日とのいずれか遅い方の日から1年間（特約がある場合には特約規定に準じます。）となります。
保証範囲	原則としてご契約者様が、介護施設入居契約に基づき、上記保証期間中に負担する債務のうち、賃料家賃、管理費共益費及び介護サービス費その他毎月定期的に賃料とともに支払われる費用のうち本契約書表面記載の「利用料合計」欄の金員（以下、単に「賃料等」という）の滞納分等を保証致します。
保証限度額	保証金額の限度額は金 100 万円、かつ賃料等の最大 12 ヶ月分を上限とします。

4. 求償権の行使に関する事項

ご契約者様が前記2の保証範囲に属する賃料等のお支払いを施設入居契約における約定支払日までに履行されなかった場合（以下、「賃料等支払遅延時」と言います。）、ご契約者様へ特段の連絡をすることなく、施設運営者様のご請求に基づき、当該賃料等の金額を、弊社から施設運営者様へお支払い（以下、「代位弁済」と言います。）させて頂きます。代位弁済後、弊社はご契約者様に対し、代位弁済の翌日から、代位弁済額に加え、下記「遅延損害金に関する定め」記載の割合による遅延損害金をご請求（求償権を行使）させて頂くこととなりますため、ご確認ください。また、弊社は、賃料等支払遅延時及び弊社がご契約者様に対する求償金の保全を必要とする下記「事前求償権の行使に関する事項」記載の事情があるときは、代位弁済前であっても、ご契約者様及びその連帯保証人様に対して、事前に求償権を行使することができます。

事前求償権の行使に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ①弊社が施設運営者様から保証債務履行請求訴訟を提起され過失無く、施設運営者様に弁済をすべき旨の裁判の言い渡しを受けたとき。 ②施設入居者様が仮処分、仮差押、強制執行等若しくは担保権の実行の為に競売の申立を受けたとき、又は租税滞納処分を受けたとき。 ③施設入居者様が施設入居契約又は保証委託契約の各条項の一つでも違反したとき。 ④施設入居者様が1ヶ月以上に渡りその居所及び理由を明らかにしないまま入居施設に居住しなかった場合。 ⑤施設入居者様が、施設入居契約に関わる申込書や保証委託契約書等の申告書類に事実と異なる虚偽の表示をしている事が明らかになったとき。 ⑥前各号の他、施設入居者様の対応、支払状況等の客観的状況からして社会通念上求償権の行使が必要と弊社により判断されたとき。
遅延損害金	ご契約者様が個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合を除く）である場合年14.6%の割合

5. 入居契約の解除権限について

弊社は、次に定める事項のいずれかが発生した場合には、施設入居者様及び施設運営者様の意向にかかわらず、弊社単独にて施設入居契約を解除する権限を有します。

- ①施設入居者様が、2ヶ月分以上の賃料等を滞納した場合。
- ②施設入居者様が、1ヶ月以上に亘り居所及び理由を明らかにしないまま入居施設に居住しなかった場合。
- ③施設入居者様が入居契約に違反し、弊社が契約解除権行使の予告を通知した後、2週間を経過しても契約続行の意思確認ができない場合。
- ④弊社が施設入居者様に代わって滞納した賃料などの債務を、立替払い又は代位弁済をしたとしても、弊社の求償権に対して施設入居者様の債務不履行があった場合。